

# 事務所通信

平成29年秋号

こんにちは、立川です。  
いつも、ありがとうございます。

事業が軌道に乗ってきて利益が出てくるお客様から、節税ということが話題になります。

今回は、節税のオーソドックスなことについてお話いたします。

(1) まずは、「**中小企業倒産防止共済制度**」です。

制度の趣旨は、御社の取引先の企業が倒産し、売掛金が回収不能となった場合に、借入をすることができるというものです。

この場合に、つまり、取引先の企業が倒産してしまった場合に、借入をすることができる金額は、掛金総額の10倍です。

ただし、借入金には利息はかかりませんが、借入をした金額に応じて、掛金総額の残高が減少することとなります。

加入できる企業は、1年以上事業をおこなっている中小企業者です。

中小企業倒産防止共済制度は、「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」が運営をしています。この法人は、国から全額出資を受けています。

具体的にみていきます。

御社が、この制度に加入して、倒産防止掛金を合計120万円掛けたとします。そしてこの時に、取引先の倒産により、売掛金1,500万円が回収できなかったとします。

この場合、この制度を利用して、1,200万円まで借りることができます。

しかし、借入利息はかからないものの、掛金総額から、120万円が控除され、この時点で、掛金総額の残高は「ゼロ」になってしまうのです。

ですから、実質的な借入金利は10%であるといえます。

現実としましては、取引先が倒産をして売掛金が明らかに回収できないときに、すぐに、金融機関から融資を受けることが厳しいと予想されます。

このように、中小企業倒産防止共済制度は、本当に「万が一」のときのためのものです。

また、取引先に倒産がなくても、急に資金が必要となった場合、一定の範囲内で一時的に「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」から借入れをすることができます。

この制度で、「中小企業倒産防止共済掛金」は、**最高で月額20万円、一企業累計で、800万円まで掛けることができます。**

この「**中小企業倒産防止共済掛金**」の税務上の扱いです。

**法人は、支払時に経費です。**

**個人事業は、事業所得の場合には、支払時に経費となります。**

ところでこの制度に加入して、40か月以上経過すると解約しても、掛金総額が全額戻ってきます。

ただし、掛金が戻ってきたときには、法人であっても、個人事業の事業所得であっても「雑収入」として収入に計上することとなります。

**この制度の最大のメリットは、節税に利用できることです。**

御社が、11月決算であるとしします。

11月25日に、平成29年11月分から平成30年10月分までの**1年分を前払い**します。そうすると、最大で合計240万円が、支払時に全額経費処理できるのです。

実際は、金融機関の口座振替を利用しますので、10月の中旬までに金融機関に向き、所定の手続きをとることが必要です。

(2) 次に、「**中小企業退職金共済制度**」です。

この制度は、法人（または個人事業主）と「独立行政法人中小企業退職金共済事業本部（通称「中退共」といいます）」が契約を結ぶことで、法人（または個人事業主）が、毎月の掛金を口座振替により引き落とされます。そして、法人（又は個人事業主）は、従業員が退職をしたときには、所定の手続きを経て、「中退共」から従業員に直接退職金が直接支払われます。

そもそも、従業員の退職金は、退職金を支払った時に経費となります。

この制度を利用すれば「**中退金**」あてに**口座振替があったときに、法人・個人事業ともに経費となります。**

(3) 次に、「**小規模企業共済制度**」です。

この制度は、毎月所定の掛金を支払い、個人事業の廃業や会社の役員退職のときに共済金を受け取ることができるというものです。

経営者の退職金の制度で、現在は「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」が運営しています。

① 加入できる人

イ 常時使用する従業員数が20人以下の建設業、製造業、運輸業、不動産業、農業等の個人事業主または会社役員

ロ 常時使用する従業員数が5人以下の卸売業、小売業、サービス業の個人事業主または会社役員

② 掛金

**掛金は、月額1,000円から70,000円まで、選択できます。500円単位です。**

③ 掛金の税務

**毎月の掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、所得控除の対象となります。**

**所得控除の条件は、年末調整か確定申告に控除証明書の添付が必要となります。**

**また、契約者は、個人です。会社役員であっても、契約者は役員個人です。従って、会社の経費、個人事業の経費にはなりません。**

④ 共済金の受取

イ 原則として、個人事業の廃業、会社の役員退職が、共済金受取の条件です。

ロ 例外として、満65歳以上で、掛金を15年以上掛けた方は、請求することにより受取ることができます。

ハ **任意解約も可能ですが、掛金の掛けた期間が240ヶ月未満での受取は、掛金合計を下回ります。**

ニ 受取方法は、一括での受取か、分割での受取かを選択できます。

⑤ 共済金を受取ったときの税務

イ 一括での受取で、死亡以外のものは、退職所得となります。

ロ 一括での受取で、死亡によるものは、死亡退職金として相続税の対象となります。

ハ 分割での受取は、公的年金等の扱いの雑所得となります。

ニ 退職所得、雑所得の場合は、「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」で源泉徴収されます。

⑥ 共済契約者貸付制度

掛金の金額に応じて、事業資金を借りることのできる制度です。

借入れのできる金融機関は、商工組合中央金庫（通称、商工中金）の本店・支店のみです。

現在、借入れ利率は、1、50%ですが、利息の前払い制度です。

⑦ ご加入の前に

「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」<http://www.smrj.go.jp> をご覧下さいませ。

また、少しでも疑問に思うところは、必ず、共済電話相談室 050-5541-7171 にお問い合わせ下さいませ。

(4) 最後に、「**個人型確定拠出年金制度**」です。

**個人事業主と、確定給付年金制度のない法人で、厚生年金に加入している役員は、加入できます。**

個人事業主は、最高で月額 68,000 円まで拠出できます。

会社役員は、最高で月額 55,000 円まで拠出できます。

**毎月の拠出金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、所得控除の対象となります。**

( 代 表 立 川 勝 一 )